

第4章

計画の推進に向けて

1

市民や関係機関などとの連携

本計画は、札幌市長期総合計画（計画期間：平成12～32年）の部門別計画として位置付けられています。推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、札幌市関係部局をはじめ、関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

また、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応していくためには行政サービスのみでは困難であるとともに、本計画における多くの事業は人と人とのふれあいや様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体との連携・協力を図りながら進めていきます。

さらに、本計画の実施状況については、札幌市保健福祉施策総合推進本部及び札幌市次世代育成支援対策推進協議会において点検を行うとともに、その後の対策について、市民の意見を反映させながら検討を行います。

2

社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応

長引く景気低迷の影響により、札幌市の財政状況も依然として厳しい状況が続くと見込まれます。経済・財政に関する国の「基本方針」に示されているとおり、今後においても歳出抑制を進めなければならないことから、行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取り組み、必要な財源の確保に努めていくことが必要です。

本計画の基本目標の実現に向けた各種事業の実施にあっても、このような状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

なお、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

3

次世代育成支援対策のより一層の推進 —社会全体による子育ての実現に向けて—

少子化は、一地方の特定の状況や住民の意識などに起因するものではなく、社会・経済情勢や国民意識、ライフスタイルなど、国レベルの大きな流れの中で、国民の様々な場面における選択の最終的な結果として現れるものです。

これまでも国・地方公共団体による様々な少子化対策が講じられてきたところであり、数値的な検証ができないものの、保育所入所定員数の増加や地域での子育て支援体制の充実が図られるなど、子育て環境の整備において一定の成果をもたらしてきました。

このような中、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の地方公共団体や事業者などに対して行動計画の策定が義務付けられたことにより、国全体による次世代育成支援対策を推進するための体制が整いつつあります。

しかしながら、この次世代育成支援対策をより効果的に推進するためには、既婚・未婚、子どものいる・いないにかかわらず、世代を越えたすべての人が、少子化を将来にかかわる重要な課題として認識するとともに、経済的負担をはじめとした子育てにかかわる様々な負担を社会全体で共有・分担し合う方法や新たな枠組みのあり方について考えていく必要があります。

今後、札幌市は、結婚・出産・子育てにかかわる一人ひとりの意識や価値観を尊重することを基本としつつ、子育てを社会全体で支え合う枠組みのあり方について、様々な機会を通じて国や関係機関に対して検討を進めるよう働きかけるとともに、市民理解を深めていただけるように努めていきます。